

令和2年4月29日

領事メール

【件名】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策(第37号)

【ポイント】

○4月28日、交通規制の一部解除及び商業活動の一部再開が発表されました。当地では、25日からラマダン入りしていますが、オマーン政府による新型コロナウイルス感染拡大防止のための各種措置が緩和されたのは初めてです。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 4月28日、オマーン保健省は、27日に82件（オマーン人40名、外国人居住者42名）を含め、同日までに当国で登録された感染症例の総計は2131件（そのうち、死亡10件、治癒364件）であると発表しました。

2 4月28日、オマーン新型コロナウイルス対策高等委員会は、自動車修理屋、電気製品・コンピュータ販売店、文房具店、レンタカー屋、登記事務所(Sanad Offices)、両替屋などの一部商業活動の再開を許可すると発表しました。

（委細以下ご参照）

<https://www.omanobserver.om/list-of-commercial-activities-allowed-to-open-by-covid-19-supreme-committee/>

3 同日、オマーン王立警察（ROP）は、マスカット県境を除き、全国県境の検問所を29日午前6時をもって撤廃する一方、マトラ地区、マスカット地区及び南シャルキーヤ県 Jaalan Bani Bu Ali 地区の一部（商業地区）の封鎖は当面継続すると発表しました。

4 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760, Way No. 3011, Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street, Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>